



### 「令和3年1月7日からの大雪による災害に関する特別相談窓口」の 開設店舗追加について

#### 1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和3年1月7日からの大雪による災害の発生を受け、2021年1月8日から「令和3年1月7日からの大雪による災害に関する特別相談窓口」を、秋田支店に開設してまいりましたが、今般の被害の状況を踏まえ、1月12日(火)、新潟県、富山県、福井県内の全営業店を追加し、相談受付体制を強化いたします。

引き続き被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

#### ○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
秋田支店	秋田県秋田市中通2-4-19	018-833-8531
新潟支店	新潟県新潟市中央区東大通2-4-4	025-255-5111
長岡支店	新潟県長岡市城内町1-2-10	0258-35-2121
富山支店	富山県富山市桜橋通り6-11	076-444-5121
高岡支店	富山県高岡市丸の内2-6	0766-25-5431
福井支店	福井県福井市大手3-14-9	0776-23-2090

#### 2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資金用途	令和3年1月7日からの大雪による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸出利率	商工中金所定の利率

#### 3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。